

(平成21年7月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	24 件
国民年金関係	13 件
厚生年金関係	11 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	31 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	21 件

神奈川県国民年金 事案 2178

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月から同年12月まで

昭和50年に夫婦一緒に国民年金の加入手続をした。保険料は、私が夫婦一緒に納付していたはずなので、夫の保険料が納付済みにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行ったころの昭和50年10月から国民年金保険料を納付し始め、以降60歳に到達するまで、申立期間を除くすべての期間の保険料を納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立期間は3か月と短期間であり、一緒に納付したとする申立人の夫の保険料は納付済みとされていることから、申立人が申立期間の保険料を納付したとしても特段不合理な点は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から44年3月までの期間、56年8月から同年9月までの期間、同年12月から57年3月までの期間及び58年8月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年7月から44年3月まで
② 昭和56年8月から同年9月まで
③ 昭和56年12月から57年3月まで
④ 昭和58年8月から同年9月まで

私の国民年金保険料は、結婚してからは、妻が妻の分と一緒に納付してきた。申立期間①については、妻は納付済みとされている。申立期間②から④までについても、それまでの保険料は3か月を一期分として納付しており、領収書もそのようになっていることから、3か月分のうちの1か月分や2か月分だけが未納となることは考えにくい。引っ越しや出産で納付が遅れてもまとめて納付してきており、いずれの申立期間も保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金保険料と一緒に納付していたと主張しているところ、申立人夫婦は、申立期間①の途中で転居しており、夫婦二人分の保険料を納付したとする申立人の妻の保険料は、転居前後の住所地において納付されていることが確認できることから、申立人の妻が申立人の保険料のみ納付しなかったとは考えにくい。

また、申立期間①直前の3か月分の納付記録が、平成20年になってから訂正されていることから、申立期間①当時、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

さらに、申立期間②、③及び④の前後の国民年金保険料はいずれも納付済

みとされており、申立期間②、③及び④の前後を通じて、申立人の住所や仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間②、③及び④の保険料が未納とされていることは不自然である。

加えて、申立期間②、③及び④は、2か月又は4か月と短期間であり、申立人は、制度発足当初から国民年金に加入し、申立期間①、②、③及び④を除き国民年金加入期間の保険料を完納しており、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年8月から同年9月までの期間、同年12月から57年3月までの期間及び58年8月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年10月から42年3月まで
② 昭和56年8月から同年9月まで
③ 昭和56年12月から57年3月まで
④ 昭和58年8月から同年9月まで

私は、結婚してからは、私が夫の分と私の国民年金保険料を一緒に納付してきた。申立期間①の国民年金加入手続や保険料納付については記憶にないが、夫と一緒に納付しているはずである。

申立期間②から④までについても、それまでの保険料は3か月を一期分として納付しており、領収書もそのようになっていることから、3か月分のうちの2か月分や1か月分だけが未納となることは考えにくい。引越しや出産で納付が遅れてもまとめて納付してきており、いずれの申立期間も保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②、③及び④は、2か月又は4か月と短期間であり、いずれの申立期間もその前後の国民年金保険料は納付済みとされており、申立期間②、③及び④の前後を通じて、申立人の住所や申立人の夫の仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間②、③及び④の保険料が未納とされていることは不自然である。

2 一方、申立期間①について、申立人は、夫婦二人分の保険料を一緒に納付したと主張しているが、申立人は、申立期間①当時の国民年金加入手続

や保険料の納付についての記憶が不明確であることに加え、申立人の国民年金手帳が発行された昭和 42 年 6 月の時点では、申立期間①の一部は、時効により保険料を納付できない期間である。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 8 月から同年 9 月までの期間、同年 12 月から 57 年 3 月までの期間及び 58 年 8 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年5月から45年3月までの期間及び49年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年5月から45年3月まで
② 昭和49年4月から同年9月まで

私の国民年金については、私の母親が加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたが、私が昭和44年※月に結婚してからは、自分で保険料を納付するようになった。国民年金保険料については、市から納付書が郵送されてきたので、それを持って私が市役所で納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立期間はそれぞれ11か月及び6か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の年金記録について、当初、申立期間①の直前の昭和44年4月分の国民年金保険料は未納とされていたが、申立人が年金記録の照会を行ったことにより、納付済みに訂正されている上、申立期間①及び②前後の納付済みの期間について、申立人は、保険料を現年度納付しているにもかかわらず申立人の被保険者台帳上は、過年度納付として記録されているなど、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

さらに、申立人は、結婚し転居してからは、市から納付書が郵送されてきたので、それを持って市役所で国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人が居住していた市では、申立期間①当時から、納付書方式により保険料の納付が行われていたことが確認できることから、申立内容に

特段不合理な点は認められない。

加えて、申立期間②について、申立期間②前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、申立期間②の前後を通じて、申立人及びその夫の住所や仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間②のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和36年4月から40年3月までの期間のうち、昭和38年度の納付済みの5か月を除く期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月までの期間のうち、昭和38年度の納付済みの5か月を除く期間

私の国民年金については、私の父親が加入手続を行い、昭和36年4月から国民年金保険料も納付していた。40年※月に結婚し実家から別の市に転居したが、その後も実家の父親が保険料を納付しており、43年※月に父親が死亡した後は母親が納付してくれていた。

昭和44年ごろに母親から年金手帳を渡され、それ以降は、私自身が保険料を納付していた。

申立期間が未納となっていることに納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が国民年金加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を父親が納付していたとしているところ、申立人の実家がある市を管轄する社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の手帳記号番号は昭和35年12月2日に同市に払い出されていることが確認でき、36年4月から保険料を納付していたとする申立人の主張と矛盾しない。

また、この市では、同市で国民年金に加入していた被保険者について保存されている名寄せ簿に申立人の氏名の記載がないことから、同市では申立人が国民年金に加入していない可能性が高いとしているが、社会保険事務所の払出簿と国民年金被保険者台帳の記載内容から、申立人が同市で加入していたことが確認でき、同市の申立人の国民年金加入記録及び納付記録の管理が不適切であったことがうかがえる。

さらに、申立人の妹は、「私が厚生年金保険に加入していることを知らな

い父親が私の国民年金加入手続を行い、国民年金保険料を納付し、後に私が保険料の還付を受けることになり、当時同居していた申立人と郵便局で現金を受領した。」と証言しており、申立人の妹の厚生年金保険の加入期間が申立期間の一部と重なることから、申立人の父親は、申立人及びその妹に代わって国民年金保険料を納付していたと考えるまでも特段不合理な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から50年3月まで

私は、国民年金に加入していなかったが、結婚を契機に加入手続きを行ったはずであり、妻の国民年金の加入手続きも私が行った。国民年金保険料は、妻が私の分も併せて二人分を集金人に納付していた。一緒に納付していた妻は、納付済みとなっているにもかかわらず、私の申立期間の保険料だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金保険料を集金人へ納付していたと主張しているところ、保険料の納付日が確認できる範囲において、申立人及び申立人の妻は、保険料を同一日に納付していることが確認でき、申立期間の申立人の妻の保険料は納付済みとされている。

また、申立期間は6か月と短期間であり、申立期間後の国民年金加入期間に国民年金保険料の未納はない。

さらに、申立人が主張している国民年金保険料の納付方法は、申立期間当時申立人が居住していたとする区の納付方法と一致しており、申立人の主張に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年7月及び同年8月

私は、昭和45年5月に夫婦二人で国民年金に加入して以来、信用金庫や市役所などで夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間について、夫の保険料が納付済みで、私の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人及び申立人の夫の納付記録で確認できる範囲では、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと考えられ、申立人の夫は、申立期間の保険料が納付済みとされている。

また、申立期間直前の昭和50年6月について、社会保険庁のオンライン記録によると、国民年金保険料が納付済みとされている一方、申立人が申立期間当時から居住する市が保管する国民年金納付状況表では、保険料が未納とされ、両者の記録に齟齬^{そご}が見られるなど、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

さらに、申立期間は1回、かつ、2か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料を完納している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年12月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年12月から42年3月まで
② 平成2年7月
③ 平成2年12月

申立期間①については、昭和42年8月ごろ、市役所の表玄関で国民年金の加入勧奨が行われており、私は自営業であったため、将来のことを考えて国民年金の加入手続を行った。その際に、20歳の誕生日までさかのぼって、国民年金保険料を納付できることを聞いたので、納付書を作成してもらい、郵便局で納付した。当時の領収書も所持しているにもかかわらず、申立期間①の保険料が未納とされていることに納得がいかない。また、申立期間②及び③については、私の妻が、夫婦二人分の保険料を納付書により金融機関で納付していたにもかかわらず、申立期間②及び③が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の国民年金保険料について、納付書を作成してもらいそれを持って郵便局で納付したと主張しているところ、申立人が所持している領収書には一部漏れがあるものの、様式及び記載状況等から当時作成されたものと認められる。

また、申立人が所持している領収書から、当時、郵便局で国民年金保険料を納付することが可能であったとともに、申立人が保険料を納付したとする郵便局は、当時も実在していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

2 一方、申立期間②及び③について、申立人は、申立人の妻が、夫婦二人分の国民年金保険料を納付書により金融機関で納付していたと主張しているところ、申立人の妻の国民年金の記録から、当初、申立人の厚生年金保険の資格喪失日は平成2年8月1日及び3年1月1日とされていたものが、平成8年3月に、それぞれ2年7月31日及び同年12月31日に記録訂正されたことが確認できることから、申立人は、申立期間当時、厚生年金被保険者として記録管理されており、保険料を納付できなかったと考えるのが合理的である。

また、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付したとする申立人の妻についても、申立期間②及び③の保険料が未納となっている。

さらに、申立人が、申立期間②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年12月から42年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 2186

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年2月及び同年3月

私は会社退職後しばらくの間は国民年金に加入していなかったが、昭和50年6月ごろに、国民年金に任意加入した。国民年金保険料については、市役所か金融機関で納付書により納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ2か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっており、その前後を通じて申立人及びその夫の住所や仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、国民年金に任意加入している上、口座振替により国民年金保険料を納付しているなど、納付意欲が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 43 年 5 月から同年 8 月までの期間、46 年 5 月及び 47 年 7 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 5 月から同年 8 月まで
② 昭和 46 年 5 月
③ 昭和 47 年 7 月
④ 昭和 47 年 8 月から 54 年 2 月まで

私は、昭和 54 年に居住していた市で、今なら国民年金保険料を 20 歳までさかのぼって納付できることを知り、市出張所で国民年金の加入手続きを行い、20 歳からの未納期間を調べてもらい、厚生年金保険と厚生年金保険の間の抜けている期間も含めて未納がないように保険料を納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②及び③について、申立人は、昭和 54 年に国民年金の加入手続きを行うとともに、20 歳からの未納期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人が国民年金に加入した 54 年 3 月は、第 3 回の特例納付が実施されていた時期であり、申立人の記録では、申立期間①、②及び③は強制加入期間となっていることから、さかのぼって保険料を納付することは可能である。

また、申立人の記録では、当初、申立人が 20 歳になった昭和 37 年 11 月から 41 年 1 月までの期間の国民年金保険料は納付済みであり、申立人は、昭和 54 年に初めて国民年金の加入手続きを行っていることから、当該期間の保険料は特例納付により納付したものと推認されるが、20 歳からの未納期間の保険料をすべて納付するために特例納付を行ったとする申立人が、申立期間①、②及び③の 6 か月分の保険料のみ納付しなかったとするのは

不自然である。

さらに、申立人は、国民年金に任意加入しているとともに、申立期間以降の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付していることから、納付意欲は高かったものと認められる。

- 2 一方、申立人は、昭和 47 年 7 月に国民年金の被保険者資格を取得した後、54 年 3 月に再度国民年金に任意加入していることから、その時点では申立期間④は未加入期間であり、特例納付により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が所有する国民年金手帳においても、同様の記録が記載されており、申立期間④が強制加入期間であったことをうかがわせる形跡も見当たらないことから、申立期間④の国民年金保険料は納付できなかったと考えるのが合理的である。さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 43 年 5 月から同年 8 月までの期間、46 年 5 月及び 47 年 7 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月までの期間、同年 10 月から 60 年 3 月までの期間及び同年 7 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 3 月から 46 年 3 月まで
② 昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月まで
③ 昭和 59 年 10 月から 60 年 3 月まで
④ 昭和 60 年 7 月から 61 年 3 月まで

私は、勤務先の会社を退職した昭和 45 年 3 月に夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。また、申立期間①から④当時、市役所や金融機関等で納付書により夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間①から④までの保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間②から④までについて、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の昭和 58 年分、59 年分及び 61 年分の確定申告書（控）の社会保険料控除欄に夫婦二人分の国民年金保険料の支払額が計上されており、その金額は、その当時の保険料額に一致していることから、申立人は、当該確定申告書に係る期間について、保険料を納付していた可能性が高いものと認められる。

また、申立人は、昭和 60 年分の所得税の確定申告書（控）は保管していないものの、修正申告書（控）を所持しているところ、その修正申告書（控）には社会保険料控除額が記載されているが、その内訳の記載がないことから、国民年金保険料の支払額を確認することができない。しかし、その前後の期間の確定申告書における国民健康保険料と国民年金保険料の内訳の状況から勘案すれば、当該修正申告書における社会保険料控除額に

国民年金保険料の支払額が含まれている可能性が高く、60年分についても国民年金保険料の支払額が明記されている58年分、59年分及び61年分と同様の納付状況であったと推認することが合理的である。

さらに、申立期間②から④までについて、各期間の前後の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて申立人の住所及び仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間②から④までの保険料が未納とされているのは不自然である。

2 一方、申立期間①については、申立人が、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の妻は、申立期間の保険料が未納とされている。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年4月から59年3月までの期間、同年10月から60年3月までの期間及び同年7月から61年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年10月から52年3月までの期間及び53年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年7月から47年3月まで
② 昭和50年1月から同年3月まで
③ 昭和51年10月から52年3月まで
④ 昭和53年1月から同年3月まで

私は、結婚後に国民年金の加入手続を行った。その後、夫が電気店を開店してからは、店に集金人が来てくれたので夫の国民年金保険料と一緒に集金人に納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③及び④について、申立期間はそれぞれ6か月及び3か月と短期間であるとともに、その前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて申立人の住所や仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間③及び④が未納とされているのは不自然である。

また、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料と一緒に集金人に納付していたと主張しているところ、その夫の申立期間③及び④の保険料は納付済みとされていることから、申立人の保険料のみ納付しなかったとは考え難い。

2 一方、申立期間①及び②について、夫婦二人分の国民年金保険料と一緒に集金人に納付していたとする申立人の夫についても申立人と同様に申立期間①及び②の保険料が未納となっている。

また、申立人は、昭和 44 年 10 月に電気店を開店した後、自分だけ国民年金保険料を納付した記憶はないと主張していることから、申立期間①及び②の保険料は納付していなかったと考えるのが合理的である。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 10 月から 52 年 3 月までの期間及び 53 年 1 年から同年 3 月までの期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から47年3月までの期間、58年4月から59年3月までの期間及び同年10月から60年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年3月から47年3月まで
② 昭和58年4月から59年3月まで
③ 昭和59年10月から60年3月まで

私の夫は、勤務先の会社を退職した昭和45年3月に夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。また、申立期間①から③当時、市役所や金融機関等で納付書により夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間①から③までの保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間②及び③について、申立人の夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の夫の昭和58年分及び59年分の確定申告書(控)の社会保険料控除欄に夫婦二人分の国民年金保険料の支払額が計上されており、その金額は、その当時の保険料額に一致していることから、申立人は、当該確定申告書に係る期間について、保険料を納付していた可能性が高いものと認められる。

また、申立人の夫は、昭和60年分の所得税の確定申告書(控)は保管していないものの、修正申告書(控)を所持しているところ、その修正申告書(控)には社会保険料控除額が記載されているが、その内訳の記載がないことから、国民年金保険料の支払額を確認することができない。しかし、その前後の期間の確定申告書における国民健康保険料と国民年金保険料の内訳の状況から勘案すれば、当該修正申告書における社会保険料控除額に

国民年金保険料の支払額が含まれている可能性が高く、60年分についても国民年金保険料の支払額が明記されている58年分及び59年分と同様の納付状況であったと推認することが合理的である。

さらに、申立期間②及び③について、各期間の前後の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて申立人の住所及びその夫の仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間②及び③の保険料が未納とされているのは不自然である。

加えて、申立人は、申立期間①について、申立人の夫が、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、その夫は、申立期間①のうち、昭和46年4月から47年3月までの保険料が納付済みとされているにもかかわらず、申立人のみ未納とされていることは不自然である。

2 一方、申立期間①のうち、昭和45年3月から46年3月までの期間については、その夫も、保険料が未納とされている。

また、申立人が、申立期間①のうち、昭和45年3月から46年3月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに同期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から47年3月までの期間、58年4月から59年3月までの期間及び同年10月から60年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和42年7月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額は、39年5月から40年9月までを2万4,000円、40年10月から41年9月までを2万8,000円、41年10月から42年6月までを3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月15日から42年7月25日まで
社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、昭和39年5月15日から42年7月25日までの記録が無いとの回答をもらった。
私は、A社に昭和34年3月入社以降、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社元役員の勤務実態証明書及び同僚の証言により、申立人は申立期間に、同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同年齢かつ同期入社と同僚は、「申立人は、入社から申立期間を通して退職するまで、業務内容及び勤務形態に変更は無かった。また、業務内容及び勤務形態は私も申立人と同じであった。」旨の証言をしているところ、この同僚には、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録がある。

さらに、ほかの同僚は、「当時、従業員はすべて正社員であった」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同期入社と同僚の標準報酬月額の推移から判断すると、昭和 39 年 5 月から 40 年 9 月までを 2 万 4,000 円、40 年 10 月から 41 年 9 月までを 2 万 8,000 円、41 年 10 月から 42 年 6 月までを 3 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所が既に全喪し、事業主も亡くなっており、元役員も保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間に行われるべき 3 度にわたる事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所がこれを記録しないと考えることから、事業主が、昭和 39 年 5 月 15 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 39 年 5 月から 42 年 6 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和39年4月12日に、資格喪失日に係る記録を同年7月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年4月12日から同年7月27日まで
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、A社B工場の記録が無い旨の回答をもらった。

私は、前職のC社がA社に買収され、その後当該事業所が閉鎖されることになったとき、数人の同僚と一緒にA社B工場に入社して確かに勤務していたので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の証言及び申立人の申立期間当時についての詳細な記憶から、申立人が申立期間において申立てに係る事業所に勤務していたことが推認できる。

また、申立人が「前職の同僚であり、一緒に当該事業所に入社し、同じ部署で同じ業務に従事していた」と主張する同僚2人には、厚生年金保険の被保険者としての記録が存在する。

さらに、当該事業所の人事課員が「当社では社員が入社すれば、申立当時から現在まで、社員全員を入社時から厚生年金保険に加入させている」

と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同僚の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについて不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和39年4月から同年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額が申立人が主張する訂正される前の標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年5月1日から同年12月12日まで

社会保険庁の記録では、私が専務取締役であったA業を営んでいたB社における平成7年5月から同年12月までの標準報酬月額が9万2,000円と記録されているが、申立期間当時、月額80万円から90万円の給与をもらっていたはずである。社会保険庁の記録は事実と相違しているため標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録においては、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額を59万円と記録していたところ、B社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成7年12月12日）より後の7年12月27日付けで、同年5月1日にさかのぼって標準報酬月額を9万2,000円に引き下げられているが、このような事務処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は自身のB社における業務について「営業をしており、ほとんど会社にいなかった」と主張しているところ、申立期間当時経理補助をしていた同僚は「社会保険事務については社長とその長男が行っており、申立人は営業をしていた」と供述していることから、申立人が当該報酬月額のさかのぼった訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た59万円とすることが必要と認められる。

神奈川県厚生年金 事案 960

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額が申立人の主張する標準報酬月額（53万円）であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月1日から5年3月25日まで

A社に勤務していた当時、80万から100万円ほどの給料を支給されており、給料に見合う保険料が控除されていたのに、社会保険事務所の記録によると、申立期間の標準報酬月額が不当に低い金額になっていることに驚いた。支給されていた給料に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、申立期間である平成3年7月から5年2月までは53万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁のオンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成5年3月25日以降の同年5月31日に、申立人の標準報酬月額が3年7月にさかのぼって53万円から8万円に29等級引き下げられていることが確認できるが、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、当該事業所の閉鎖事項全部証明書により申立期間当時は同社の取締役であったことが確認できるが、申立人は「A社を平成5年4月末に退職した」と主張しており、事業主も「申立人は5年4月ごろま

で在職していた」と証言していることから、申立人は当該訂正処理が行われた同年5月31日には同社を既に退職していたものと思われ、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た月額である53万円に訂正することが必要であると認められる。

神奈川県厚生年金 事案 961

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和20年9月25日に、資格喪失日に係る記録を24年8年1日に訂正し、20年9月から21年3月までの標準報酬月額を110円、24年7月の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和20年9月から21年3月までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、事業主は、申立人に係る昭和24年7月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年9月25日から21年4月2日まで
② 昭和24年7月31日から24年8月1日まで

社会保険事務所で厚生年金保険の加入記録について確認したところ、申立期間①について、厚生年金保険に加入していないことになっている。

また、申立期間②については、昭和24年7月31日に資格喪失し、同年8月1日資格取得となっているが、私は19年10月にA社に入社してから60年2月の定年退職まで継続して勤務したので、空白が生じるはずがない。在職証明書、社員名簿及び社内職歴の写しを提出するので、当該期間について被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の在職証明書、社員名簿及び社内職歴の写し並びに同僚の証言から判断すると、申立人が、申立期間に、同社に継続して勤務し（昭和20年9月25日に同社B支店C営業所から同社B支店に異動、24年8月1日に同社

B支店から同社D工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和19年10月及び24年7月の社会保険事務所の記録から、20年9月から21年3月までの標準報酬月額を110円、24年7月の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立期間①の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行った否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、事業主が申立期間②の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和24年8月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日と届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年6月1日から同年10月31日までの期間について、A社の事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（47万円）であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を47万円と訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成5年12月1日から6年11月1日までの期間について、B社の事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（47万円）であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を47万円と訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年6月1日から同年10月31日まで
② 平成5年12月1日から6年11月1日まで

私は、料理人としてA社及びB社に勤務しており、いずれの期間も、給料は手取りで40万円ほどもらっていた。

標準報酬月額が引き下げられているということだが、会社からそのようなことは聞いたことがないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録においては、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額を申立人が主張する47万円と記録していたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成5年10月1日）の後の6年3月3日付けで、4年6年1日から同年10月31日までの期間の標準報酬月額を遡及して11万円に引き下げしており、このような訂正処理が、申立人を含む69名（うち役員5名）について行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、社会保険事務所におい

てこのような処理を行う合理的な理由は無く、当該期間の標準報酬月額の有効な記録訂正があったとは認められず、当該期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た 47 万円と訂正することが必要である。

申立期間②については、厚生年金保険被保険者記録においては、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額を申立人が主張する 47 万円と記録していたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成 7 年 11 月 30 日）の後の同年 12 月 1 日付けで、5 年 12 月 1 日から 6 年 11 月 1 日までの期間の標準報酬月額を遡及^{そきゆう}して 17 万円に引き下げており、このような訂正処理が、申立人を含む 22 名（うち役員 4 名）について行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、社会保険事務所においてこのような処理を行う合理的な理由は無く、当該期間の標準報酬月額の有効な記録訂正があったとは認められず、当該期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た 47 万円と訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和41年5月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年11月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の資格取得日及び資格喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については2万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月1日から同年11月1日まで

社会保険庁の記録では、A社における資格喪失日が昭和41年5月1日、A社と合併したB社のC支店における資格取得日が同年11月1日となっており、6か月間の欠落がある。私は当該期間もA社からB社に異動しただけで継続勤務していたので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人と同姓同名かつ同じ生年月日の者のB社D事業部に係る厚生年金保険被保険者原票が確認できる。

また、人事記録、雇用保険の加入記録及び健康保険組合の記録により、申立人が平成17年1月31日にB社を退職するまで、正社員としてA社及びB社に継続して勤務していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の記録は申立人の厚生年金保険の被保険者記録であり、B社D事業部の事業主は、申立人が昭和41年5月1日に被保険者資格を取得し、同年11月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、昭和41年5月から同年10月までの標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者原票から、2万円とすることが妥当である。

神奈川県厚生年金 事案 964

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を平成7年4月から同年9月までは53万円、7年10月から8年4月までは59万円、8年5月から同年9月までは47万円、8年10月は44万円とし、8年11月から9年1月までは47万円と訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月1日から9年2月28日まで

社会保険庁の記録では、A社における平成7年4月から9年2月までの標準報酬月額が9万2,000円となっているが、実際の給与は59万から75万の間で給与を受け取っていたので、標準報酬月額が引き下げられていると思われる。調査して訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の給与明細書により、申立人が申立期間に、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事が認められる。

また、社会保険庁の記録では、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額は、平成7年4月から同年9月までは53万円、7年10月から8年4月までは59万円、8年5月から同年9月までは47万円、8年10月は44万円、8年11月から9年2月までは47万円であることが確認できるところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（同年3月1日）の後の同年3月25日付けで、7年4月から9年1月までの期間の標準報酬月額が遡及して9万2,000円に引き下げられており、このような訂正処理が、申立人を含む3名について行われていることが確認できる。

さらに、申立人は申立期間当時、A社の取締役であったが、同時期に取締役であった者及び当時、経理・給与を担当していた者が、申立人は技術部長であり、社会保険業務には関与していない旨の証言を行っており、これは、申立人の主張と一致することから、申立人が当該訂正処理に関与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人について、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が当初、社会保険事務所に届け出た平成7年4月から同年9月までは53万円、7年10月から8年4月までは59万円、8年5月から同年9月までは47万円、8年10月は44万円、8年11月から9年1月までは47万円と訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は申立期間について、その主張する標準報酬月額（平成9年7月から同年9月までは17万円、同年10月は16万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成9年7月から同年9月までは17万円、同年10月は16万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年7月1日から同年11月1日まで
社会保険事務所の記録では、平成9年7月から同年10月までの標準報酬月額が9万2,000円となっているが、当時の給与月額は16万円ないし17万円程度であった。標準報酬月額の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、申立期間である平成9年7月から同年9月までは17万円、同年10月は16万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁のオンライン記録では、申立人がA社を退職した平成9年11月1日以降の11年4月4日に、申立人は9年7月にさかのぼって標準報酬月額を9万2,000円に引き下げられていることが確認できる上、同年7月から11年4月までの期間に同社において被保険者となっている者17名のうち、申立人を除く11名についても標準報酬月額が平成9年7月にさかのぼって引き下げられていることが確認できる。

また、当該訂正処理について、事業主は、「社会保険料を滞納していたため、社会保険事務所に行き、社会保険事務所の職員と話し合った結果、当該訂正処理に同意した」と証言している。

これらを総合的に判断すると、既に退職した従業員の標準報酬月額を約2年もさかのぼって、引き下げる処理を行う合理的な理由は見当たらず、社会保険事務所において事実と反する訂正処理が行われたものと認められ、申立人の申立期間の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た月額である平成9年7月から同年9月までは17万円、同年10月は16万円とすることが必要であると認められる。

神奈川県厚生年金 事案 966

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額が申立人の主張する標準報酬月額(34万円)であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を34万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成4年10月1日から5年6月26日まで

社会保険事務所の記録では、平成4年10月1日から5年6月26日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の被保険者資格記録照会回答票(訂正・取消済資格記録)において、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、申立期間である平成4年10月から5年5月までは34万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁のオンライン記録では、勤務していた事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成5年8月20日以降の同年10月6日に、申立人の標準報酬月額が4年10月にさかのぼって34万円から15万円へ12等級引き下げていることが確認できる上、申立人と同様に6名の標準報酬月額の記録についても大幅に引き下げられているが、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、月額である34万円と訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額が申立人の主張する標準報酬月額(38万円)であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成4年10月1日から5年3月19日まで
社会保険事務所の記録では、平成4年10月1日から5年3月19日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の被保険者資格記録照会回答票(訂正・取消済資格記録)において、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、申立期間である平成4年10月から5年2月までは38万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁のオンライン記録では、勤務していた事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成5年8月20日以降の同年10月6日に、申立人の標準報酬月額は4年10月にさかのぼって38万円から15万円へ14等級引き下げていることが確認できる上、申立人と同様に6名の標準報酬月額の記録についても大幅に引き下げられているが、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た月額である38万円と訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 51 年 3 月まで

私は、結婚のため会社を退職した。元夫は、独身の時は年金手帳も無く、また勤務していた会社も小さかったり転職も多く、年金のことは気にしていない様子なので、自分の将来のために国民年金に加入して国民年金保険料を納付してきた。申立期間後の保険料については、市役所の窓口や金融機関で納付してきたことを憶えており、申立期間の保険料について、元夫が納付済みとされているのに、私の分が未納とされていることに納得がいけない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の元夫と連番で払い出されており、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、申立人の前後に国民年金に任意加入して被保険者資格を取得した者の記録から、昭和 51 年 11 月ごろであると推認されることから、その時点において、申立期間の過半は、時効により保険料を納付することはできない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の元夫が納付済みとされているのに、申立人は未納とされていることに納得できないとしているところ、申立人の元夫は、加入手続を行った時点において納付が可能であった昭和 49 年 10 月から 51 年 3 月までの保険料を過年度納付していることが元夫の特殊台帳から確認できるが、申立人は保険料をさかのぼってまとめて納付したことはないとしていることから、必ずしも申立人が同期間の保険料を納付していたと推認することができない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 8 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 8 月から 61 年 3 月まで

私は、母親から「国民年金は大切なので、将来のために加入しなければならない。」と教えられており、私が 20 歳の時に、母親が私の国民年金の加入手続きを行い、私が結婚するまでは母親が国民年金保険料を納付していた。結婚後の国民年金保険料については、私が市役所や金融機関に行き、納付書で納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人自身が市役所や金融機関に行き、納付書で納付していたと主張しているが、申立人は昭和 47 年 8 月に国民年金の被保険者資格を喪失した後、61 年 4 月まで国民年金の被保険者資格を取得した形跡が見受けられないことから、申立期間は未加入期間で、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、国民年金の資格喪失手続きを行った記憶はないと主張しているが、申立期間当時、申立人が居住していた市が保管する被保険者名簿及び申立人が所持する国民年金手帳には、昭和 47 年 8 月 1 日に資格喪失した旨の記載が確認できることから、申立人は、当時、資格喪失手続きを行っていたものとするのが合理的である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）が無い上、申立人は、申立期間の保険料の納付金額や納付場所等についての記憶が不明確であるなど、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年7月及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年7月
② 平成2年12月

私は、昭和54年11月に結婚したのを契機に、国民年金の加入手続を行った。申立期間①及び②の国民年金保険料については、夫が会社を退職した後、私が市役所で国民年金の第3号被保険者から強制加入被保険者への切替手続きを行い、夫婦二人分の保険料を納付書により金融機関で納付していたにもかかわらず、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、夫が会社退職した後、国民年金への切替手続きを行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付書により金融機関で納付していたと主張しているところ、申立人が所持する国民年金手帳には、当初、平成2年8月1日及び3年1月1日に第3号被保険者の資格を喪失しており、その後、それぞれ2年7月31日及び同年12月31日に記録訂正されたことが確認できることから、申立期間当時、第3号被保険者として記録管理されており、保険料を納付できなかったと考えるのが合理的である。

また、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫についても、申立期間は未加入期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ

とはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 45 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 45 年 9 月まで

私の国民年金については、母親が昭和 36 年 4 月ごろに加入手続を行い、国民年金保険料もほとんど納付してくれた。最初の頃には、自分でも、1 回か 2 回くらいは、子どもを背負って、姉と一緒に市役所の窓口で納付した時もある。この時の保険料は、母親が負担してくれたが、私が、住み込みで働くようになってからは、私が保険料を母親に渡して集金人に納付してきており、私が実家にいるときには、自ら集金人に納付したこともあった。

母親から手渡された年金手帳は、平成 9 年に年金の受給手続のため市役所に出向いた際、回収され目の前で捨てられてしまったので、手元がない。申立期間が未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立期間の国民年金保険料のほとんどを納付していたとする母親は既に他界しており、申立人からの口頭意見陳述においても、申立期間の保険料を納付していたことを裏付けるまでの具体的な陳述を得ることはできず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から42年3月までの期間、43年1月から同年3月までの期間、47年4月から48年3月までの期間及び51年12月から52年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から42年3月まで
② 昭和43年1月から同年3月まで
③ 昭和47年4月から48年3月まで
④ 昭和51年12月から52年1月まで

私の妻は、昭和40年6月ごろ、おそらく区役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。また、妻は、申立期間①から④当時、集金人、区役所等の窓口及び金融機関で夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間①から④までの保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が、昭和40年6月ごろに夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、その後、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、42年9月に職権適用により夫婦連番で払い出されていることから、申立内容と合致しない上、国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間①の一部は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立人は、申立期間①から④までについて、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと述べているが、その妻も申立期間①、②及び④が国民年金の未加入期間及び保険料の未納期間とされている。

さらに、申立期間は4回に及んでおり、これだけの回数事務処理を複数

の行政機関が続けて誤ることも考えにくい。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から同年12月までの期間、45年7月から同年9月までの期間、46年1月から同年3月までの期間、同年7月から49年12月までの期間、60年1月から61年12月までの期間、62年9月、平成3年7月から5年3月までの期間及び6年4月から7年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月から同年12月まで
② 昭和45年7月から同年9月まで
③ 昭和46年1月から同年3月まで
④ 昭和46年7月から49年12月まで
⑤ 昭和60年1月から61年12月まで
⑥ 昭和62年9月
⑦ 平成3年7月から5年3月まで
⑧ 平成6年4月から7年3月まで

時期は覚えていないが、私の母親が、私の国民年金の加入手続きを行い、私が実家にいる間の国民年金保険料は母親が納付していたと思う。

申立期間①、②、③、④の一部、⑦及び⑧の国民年金保険料は住居が区役所に近かったので、私が区役所で納付した。

その他の期間の国民年金保険料も、納付したはずである。

今まで、遅れ遅れではあるが納付してきたのに、申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人から保険料の納付状況について聴取しても、「保険料は納めてあります。」と述べるだけで、具体的な納付状況について言及しないことから、納付状況が不明であり、ほかに申立期間の

保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間は、8回で合計 115 か月に及んでおり、これだけの回数及び長期間に渡る事務処理を複数の行政機関が続けて誤まるとは考えにくい。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年2月までの期間、40年10月から同年11月までの期間、41年10月から47年4月までの期間及び54年3月から同年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年2月まで
② 昭和40年10月から同年11月まで
③ 昭和41年10月から47年4月まで
④ 昭和54年3月から同年4月まで

私は、昭和36年4月ごろ、市役所に行き国民年金の加入手続を行ったはずであり、その時、国民年金手帳の交付を受けた。その後、国民年金保険料は納付しており、友人と一緒に納付したこともある。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月ごろに国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で払い出されており、その前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日からみて、申立人は、60年3月に国民年金の加入手続を行ったと推認され、その時点において、申立期間①、②、③及び④は時効により保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらず、申立期間の保険料については、その夫も未納とされている。

また、申立人が、一緒に国民年金保険料を納付したとする申立人の友人は、申立期間②当時、申立人と二人で市役所へ行った記憶はあるが、申立人が保険料を納付したかどうかは定かではないと述べている。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していた

ことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から47年3月までの期間及び50年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年8月から47年3月まで
② 昭和50年1月から同年3月まで

私が会社を退職してすぐに妻が私の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、自営していた電気店に集金人が来てくれたので、妻が夫婦二人分をまとめて集金人に納付しており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は会社を退職してすぐに、申立人の妻が申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年3月に払い出されており、前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は同年9月ごろと推認され、その時点では申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立期間①の国民年金保険料を納付するためには、過年度納付によることとなるが、申立人は、集金人以外の方法で保険料を納付した記憶はないと主張している上、申立期間当時、集金人は過年度納付を収納していなかったことが確認できる。

さらに、申立期間②について、申立人は、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているが、その妻についても申立人と同様に申立期間②の保険料が未納となっている。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたこと

を示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 2199

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 50 年 3 月まで

私は、昭和 43 年 4 月に結婚したが、結婚してすぐに義母が私の国民年金の加入手続行い、店に来ていた集金人に家族全員の国民年金保険料を納付していたはずである。国民年金の加入状況や申立期間当時の国民年金保険料額等については定かではないが、一緒に納付していた家族の保険料は納付済みとされているにもかかわらず、私の国民年金保険料だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 43 年 4 月に結婚してすぐに、義母が申立人の国民年金の加入手続を行い、集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続や保険料を納付していたとする申立人の義母は既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 50 年 10 月に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ

とはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年6月から42年3月までの期間、同年10月から43年3月までの期間、51年12月から52年1月までの期間、同年6月から53年3月までの期間及び56年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年6月から42年3月まで
② 昭和42年10月から43年3月まで
③ 昭和51年12月から52年1月まで
④ 昭和52年6月から53年3月まで
⑤ 昭和56年10月から同年12月まで

私は、昭和40年6月ごろ、おそらく区役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。その後、私は、申立期間①から④当時、集金人、区役所及び支所等の窓口で夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。また、申立期間⑤については、信用金庫の夫名義の口座振替により保険料を納付していた。私は、申立期間①から⑤までの保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年6月ごろに夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、その後、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、42年9月に職権適用により夫婦連番で払い出されているとともに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらないことから、申立内容と合致しない。

また、申立人は、申立期間①から④までについて、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと述べているが、その夫も申立期間①、申立期間②の一部及び申立期間③の保険料が未納とされている。

さらに、申立人は、申立期間⑤について、信用金庫の申立人の夫名義で口

座振替により国民年金保険料を納付したと主張しているところ、信用金庫が保管しているその夫の取引証明書によると、保険料が納付済みとされている申立期間⑤直前の期間について、口座振替により保険料が納付されていたことが確認できる一方、申立期間⑤については、口座の残高不足により口座振替が行われなかったことが確認できる。

加えて、申立期間は5回に及んでおり、これだけの回数の事務処理を複数の行政機関が続けて誤ることも考えにくい。

その上、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 8 月 1 日から 45 年 11 月 1 日まで
社会保険事務所で厚生年金保険の加入期間について照会したところ、「該当事業所は見当たりません」との回答を受けた。私は、昭和 47 年 2 月から同年 8 月までの保険料納入告知書兼領収書を保管しているので、適用事業所の記録が無いというのは信じ難い。昭和 44 年 6 月末で前の会社を辞めて 2 名で立ち上げた事務所であり、早々に健康保険に入りたかったため、間を開けず手続きをしたと思う。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 45 年 11 月 1 日であり、申立期間は適用事業所となっていない。

また、申立人は、「申立期間当時、事業主である自分を含め 2 名で業務を行っていた」と述べていることから、当該事業所は従業員 5 人未満である法人事業所であり、申立期間当時の厚生年金保険の強制適用事業所の要件を満たしていなかったものと認められる。

なお、申立人は、昭和 47 年 2 月から同年 8 月までの保険料納入告知書兼領収書を保管しているものの、当該期間は厚生年金保険の適用事業所となった後の期間であることから、当該資料をもって、申立期間において、A社が

厚生年金保険の適用事業所であったと認めることはできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和58年8月ごろから61年1月6日までの期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち昭和61年1月6日から平成4年10月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和58年8月ごろから61年1月6日まで
② 昭和61年1月6日から平成4年10月1日まで
申立期間①については、私はA社に昭和58年ごろの会社設立と同時に入社したのに、社会保険庁の厚生年金保険の資格取得日が61年1月6日となっている。申立期間②については、実際に受け取っていた給料に比べて、その期間の標準報酬月額が著しく低い。正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が勤務していたA社の当時の複数の同僚の証言により、申立人が申立期間①において当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は昭和58年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①のうち同年8月から同年11月までは同社は厚生年金保険の適用事業所となっていない上に、申立人が保管していた同社に係る60

年1月から同年12月までの給与明細書では、厚生年金保険料の控除の記載が無い。

また、当時のA社の社会保険事務の担当者から、「当該事業所では、雇用保険と厚生年金保険は同時に加入していた」旨の証言があるところ、申立人の雇用保険に係る加入日も、厚生年金保険の資格取得日と同じ昭和61年1月6日となっている。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②については、同僚が保管していたA社に係る昭和63年から平成3年までの源泉徴収票を確認したところ、当該源泉徴収票に記載されている所得金額は、社会保険庁の記録上の標準報酬月額に比べて、著しく高額であることが確認できるが、同徴収票に記載されている社会保険料等の金額から計算される標準報酬月額は、社会保険庁の記録上の標準報酬月額とほぼ一致している事が確認できる。

また、申立人の所持する昭和60年の12か月分の給与明細書における基本給は24万円になっており、61年1月の申立人の厚生年金保険の資格取得時に係る標準報酬月額も24万円となっていることから、事業主は、基本給のみを資格取得時等の際に届け出たものと考えられる。

さらに、申立人は当該期間における給与明細書、源泉徴収票等の関連資料を保管していない上に、元事業主も関連資料を保管しておらず、申立人の標準報酬月額について確認できない。

これらを総合的に判断すると、申立期間②について、申立人は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 970

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月から 34 年 6 月まで

平成 19 年 8 月 13 日、A 社会保険事務所で厚生年金保険の加入期間の記録照会をした結果、B 社（現在は、C 社）の資格取得日が昭和 34 年 6 月 1 日となっている。私は、32 年 4 月から勤務していたので、厚生年金保険加入期間の相違について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間について、申立人より名前が挙がった 4 名のうち 1 名（昭和 31 年 8 月 1 日資格取得）は、「申立人は、自分より半年後に入社した」と証言しているが、申立人の勤務した期間を特定できない上、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿（資格取得日が昭和 32 年 3 月から 34 年 5 月）582 名の中に、申立人の氏名の記載が無く、欠番も無い。

また、当該事業所の労務管理をしていた管理会社が残していた台帳の写しには、申立人は、昭和 34 年 6 月 1 日資格取得、36 年 4 月 1 日資格喪失と社会保険庁の記録どおりの記載がされるとともに、厚生年金保険被保険者払出簿にも、資格取得日は 34 年 6 月 1 日と記されている。

さらに、昭和 32 年 3 月から同年 5 月に資格取得した 49 名のうち、連絡がとれる 13 名に文書照会をした結果、回答のあった 6 名はいずれも申立人を知らないと述べている。

加えて、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、賃金台帳などの資料は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 971

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 2 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 9 月 26 日から 50 年 7 月 1 日まで

申立人は、昭和 42 年 9 月に妻と A 社を設立した。当初は、国民年金に加入していたが、45 年 2 月に厚生年金保険に加入した。

当時は、妻が代表取締役として登記されたが、実務は申立人がすべてを行っていた。

ところが、社会保険庁の記録では昭和 45 年 9 月に退職したことになるが、継続して取締役の仕事をしていたので、被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻及び長男が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の長男の証言及び当時の従業員証言から、申立人が申立期間に、A 社に勤務していたことは認められる。

しかし、社会保険事務所の保管する A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、さかのぼった訂正処理等、不自然な点はみられない。

また、A 社は既に解散しており、貸金台帳等の関連資料が無い上、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事を確認できる給与明細書等の資料は無い。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人の長男は「申立人は、実質的な事業主として、申立期間を含み一貫して事業を主導してきており、社会保険の届出等についても自ら行っていた」と証言している。

また、当時の従業員も「申立人は、社長であった」と証言している。

これらの証言を考え合わせると、申立人は、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」第1条第1項ただし書の規定により、当該事業主が当該義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められ、仮に、申立期間について、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 972

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年ごろから 30 年 7 月 1 日まで

社会保険庁の記録では、私が坑内夫としてA社（現在は、B社）C鉱業所で勤務していた昭和 26 年ごろから 30 年 7 月 1 日までの厚生年金保険被保険者記録が欠落している。

私は、同社の資格取得日である昭和 30 年 7 月 1 日以前から働いていたため、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が挙げた同僚の証言により、申立人が昭和 29 年 4 月以前からA社C鉱業所に勤務していたことは推認できる。

一方、当該同僚は、「昭和 30 年 7 月 1 日にA社C鉱業所の正社員として採用される前は、申立人とともに同社の下請会社の社員であったが、当該下請会社は、厚生年金保険の適用事業所ではなかった」と証言しているところ、社会保険庁の記録においても、当該下請会社が申立期間に適用事業所であったことは確認できない。

また、申立人と同様にA社C鉱業所において昭和 30 年 7 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しているその他の元社員 2 人は、「正社員となる前には臨時の期間があったが、厚生年金保険の加入は正社員となった日からである」と証言しており、そのうち 1 人は、「正社員以外は厚生年金保険

に加入できなかったと思う」としている。

さらに、社会保険事務所が保管しているA社C鉱業所の厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間には申立人の氏名は見当たらず、健康保険番号の欠番は無く、申立人の被保険者資格取得日が昭和30年7月1日であることが確認できる。

加えて、B社は、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は保存しておらず、申立人の厚生年金保険の適用及び給与からの厚生年金保険料の控除について不明としている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年2月1日から同年11月5日まで

私は、昭和32年12月から、A社でダンプトラックの運転手として勤務していた。33年2月1日に同社がB社へ買収され、そのまま継続してB社で勤務していたが、社会保険庁の記録によれば、B社の資格取得日が33年11月5日となっており、9か月間の記録が欠落している。A社の買収とともに継続して勤務していたので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、A社がB社へ買収された後も、B社に継続して勤務していたことは、複数の同僚の証言から推認できる。

しかし、申立人と同様にA社からB社へ引き続き勤務したとする複数の同僚の厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所の保管するB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認したところ、被保険者資格の取得日は2名が昭和33年4月24日、3名が同年6月1日、申立人は同年11月5日となっており、B社では、A社から受け入れた者について一度にまとめて加入させなかった様子がうかがえる。

さらに、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日まで、申立人の名前は見当た

らず、整理番号の欠番も無い。

加えて、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書はなく、また、B社の後継会社であるC社も関係資料を破棄していることから、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 974

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 2 月 2 日から 52 年 1 月 1 日まで

厚生年金保険加入期間について照会したところ、昭和 49 年 2 月 2 日から 52 年 1 月 1 日までの期間について、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を得た。私は、代表取締役として、同年 12 月ごろまで新聞発行及び営業活動をしていた。申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した、A社発行の新聞及び商業登記簿抄本から、申立人が申立期間に同社の代表取締役であったことが推認できる。

しかし、A社は、昭和 49 年 2 月 2 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、申立人は「申立期間には、従業員はいなかった」と述べていることから、厚生年金保険料の控除について、他の者に聴取することができない。

さらに、申立人は、賃金台帳や給与明細書等の申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる資料を保管していない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 975

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 2 月から 44 年 7 月まで
② 昭和 47 年ごろ
③ 昭和 48 年ごろ

社会保険事務所で厚生年金保険の期間照会をしたところ、A社、B社及びC社の加入記録が無いとの回答があった。当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人はA社の社長からの表彰状（昭和 44 年 4 月 1 日付け）及び名刺を所持しており、かつ、同社の退職者名簿に申立人の名前があることから、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 44 年 10 月 1 日であり、申立期間当時は厚生年金保険適用事業所でない上、同社では「厚生年金保険の適用事業所となる前であれば、従業員の給与からの保険料控除を行っていない」と回答している。

また、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保持していない。

申立期間②については、申立人はB社で業務上使用していた書類を所持しており、かつ、同社の業務内容を記憶していることから、同社に勤務してい

たことは推認できる。

しかし、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保持していない。

また、申立人は当時の同僚を記憶していない上、B社における当時の同僚9名に照会したが、申立人と一緒に勤務していたとの証言は得られなかった。

さらに、B社は昭和51年9月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、現存していない上、当時の事業主は既に死亡していることから、申立てに係る証言を得ることができず、当時の資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）も無いことから、申立人の厚生年金保険の適用の状況及び給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することはできない。

加えて、社会保険事務所が保管するB社の事業所別被保険者名簿（昭和47年の記録）に申立人の記録が無く、健康保険番号の欠落、氏名の重複等の不自然な記載もみられない。

そのほか、申立人の保険料控除の記憶は曖昧で、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間③については、申立人はC社で使用した名刺を所持しており、かつ、同社の業務内容を記憶していることから、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保持していない。

また、申立人には当時の同僚を記憶していない上、C社における当時の同僚6名に照会したが、5名は申立人を記憶しておらず、1名は申立人の氏名を記憶しているが、勤務期間及び勤務場所を記憶していないとしており、当時の勤務実態等を確認できる証言を得ることができなかった。

さらに、社会保険事務所が保管するC社の事業所別被保険者名簿（昭和48年の記録）に申立人の記録が無く、健康保険番号の欠番、氏名の重複等の不自然な記載もみられない。

そのほか、申立人の保険料控除の記憶は曖昧で、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としていずれの申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 976

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年から18年まで
② 昭和20年8月ごろから3年間くらいまで
③ 昭和36年から40年まで

私は、昭和17年から18年までA社で給与事務関係の仕事をしていた。その後、軍需工場のB社には、D社に在勤中に引き抜かれた形で入社した。

また、昭和36年から40年まで、各地でC社の下請けの仕事をしていたが、社会保険庁の記録では、厚生年金保険の被保険者となっていない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和17年1月から19年5月までは、労働者年金保険法で男子筋肉労働者が加入対象であったため、事務職員は加入できなかった期間であり、申立人は申立期間①について、給与事務関係の仕事をしていたとすることから、労働者年金保険の被保険者には該当しなかったものと考えられる。

また、社会保険事務所の保管するA社の健康保険労働者年金保険被保険者名簿では、申立人に係る労働者年金保険の加入記録は存在しないことが確認できる上、昭和16年11月1日から20年5月1日まで99人分の健康保険番号にも欠番は見られない。

申立期間②について、申立人は、D社のあとに3年ほどB社で勤務したと申立てているが、同社は終戦後の昭和20年8月31日に事業休止となっている。

また、商業登記簿謄本によると、B社の解散は昭和26年5月3日となっているが、20年8月31日の事業休止以降の健康保険厚生年金保険被保険者名簿は無く、同社が厚生年金保険適用事業所であることを確認できない。

さらに、社会保険事務所の保管するB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、新規適用の昭和17年1月1日から事業休止となる20年8月31日までの期間に申立人の名前は確認できない。

申立期間③について、申立人は、C社の下請けの仕事をしており、部下を連れて、E市、F市、G市及びH市などで就業していたとしているが、申立人が勤務していたとする事業所が特定できない上、申立人は部下の氏名も記憶していないことから、厚生年金保険の適用状況等を確認できない。

また、申立期間当時は、厚生年金保険の被保険者の妻は、国民年金保険に加入する場合、任意加入となるところ、社会保険庁の記録によると、申立期間③の大部分の期間に、申立人の妻は国民年金に強制加入となっており、かつ、国民年金保険料を納付していることが確認できることから、申立人は厚生年金保険の被保険者となっていなかったものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 977

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 3 月 13 日から同年 5 月 1 日まで
② 平成 11 年 1 月 30 日から同年 2 月 1 日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

私は、昭和 34 年 3 月 13 日に A 社に入社しているが、厚生年金保険加入記録では、同年 5 月 1 日になっている。

また、B 社では、平成 11 年 1 月一杯で退職すると申し出ていたが退職日が同年 1 月 29 日となっており、厚生年金保険被保険者喪失日が相違しているため、A 社及び B 社の申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①は、A 社に勤務していたことは、申立人の元同僚からの回答及び B 社から提出された資料により推認できるが、事業主により給与から厚生年金保険料が控除された事実を確認ができる給与明細書などの資料は無い上、申立人は厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

また、同日に厚生年金保険被保険者となった元同僚は「試用期間があった」と証言している。

さらに、B 社の人事部担当者が、「申立人と同様に 32 年 4 月 1 日に A 社へ入社し、33 年 3 月 1 日に関連会社の B 社へ転籍をした。」と説明している

元同僚も、厚生年金保険の資格取得日は 32 年 6 月 1 日となっており、A 社においては、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

申立期間②は、C 社から提出された退職届より、申立人の退職日は平成 11 年 1 月 29 日であることが確認できる。

また、雇用保険の加入記録では、申立人の離職日は平成 11 年 1 月 29 日であることが確認でき、社会保険庁の記録と一致している。

さらに、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間①及び②について申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 8 月 1 日から 46 年 10 月 1 日まで
社会保険庁の記録では、A社を昭和 46 年 10 月 1 日に資格喪失して、47 年 2 月 10 日に脱退手当金を支給されたと記録されているが、私は、B社を 39 年 12 月に退社した時には、脱退手当金を受け取ったが、その後は、脱退手当金を受け取った記憶がないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁の記録上、申立期間と合算して脱退手当金が支給されたこととなっている申立期間以前に勤務したB社の期間については、脱退手当金を申立期間以前に受給したと主張しているが、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は無く、申立人の主張は不自然である。

また、申立人に係るA社の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている上、オンライン記録上、申立期間後に申立期間とそれ以前のB社の期間を基礎として支給されており、同一の被保険者記号番号で管理されている申立期間とそれ以前のB社の期間を支給期間とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和 47 年 2 月 10 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 979

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月1日から同年10月23日まで

社会保険庁の記録では、A社に勤務した期間のうち、平成9年4月1日から同年10月23日までの厚生年金保険の標準報酬月額が9万2,000円となっているが、平成9年分の確定申告書の控えを見ると収入が月30万円となっていて、社会保険料も払っていた。

申立期間中はA社の代表取締役だったが、会社経営不振で営業・資金面で忙しく、経理面は担当者に任せきりだった。

また、当時の帳票・記録が無く、経理担当者も行方不明のため、給与額や、保険料控除等について不明であるが、標準報酬月額と確定申告の内容に相違があるので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録において、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額を59万円と記録していたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成9年10月23日）の後の同年10月28日付けで、同年4月1日にさかのぼって標準報酬月額を9万2,000円に引き下げる処理が行われていることが確認できる。

しかし、申立人は、申立期間当時A社の代表取締役として同社に在籍していたことが、登記簿謄本により確認できる。

また、申立人は当該標準報酬月額の減額について、「会社の経理面は担当者に任せきりだった」と主張しているが、申立人は「経理担当者の氏名は記憶していない。事業所が解散した平成9年10月24日の後も担当者と2人で同年10月28日までは残務整理をしていた」と説明していることから、申立人が当該標準報酬月額の減額処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は同社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 980

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 1 月まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答があった。
私は、A社に昭和 36 年 4 月から 40 年 1 月まで欠勤せず勤務していた。以前より、厚生年金保険加入事業所に勤務すると決めており、入社時に厚生年金保険被保険者証を、会社に提出したと記憶している。
給料から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、当該期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の所在地や在籍中の出来事を詳細に記憶しており、また、同僚 4 名も申立人を記憶していることから同社において勤務していたことが推認できる。

しかし、社会保険庁の記録によれば、A社は、昭和 39 年 7 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所となっていることから、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 39 年 7 月 1 日までの期間は、同社は、適用事業所でないことが確認できる。

また、申立人がA社を退職後に勤務したB社（現在は、C社。新規適用は、昭和 40 年 1 月 4 日。）が提出した労働者名簿によると、申立人の同社の入

社日は、昭和 39 年 5 月 20 日となっており、申立人は、A 社が厚生年金保険の新規適用事業所になる前に、同社を退職していることが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保持する A 社の厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無く、欠番も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容、これまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年3月1日から同年8月15日まで
社会保険庁保管の記録によると、昭和20年3月1日から同年8月15日の終戦までの期間におけるA社在職中の被保険者期間が欠落しているが、当該期間は19年4月1日から継続して勤務していた期間である。
同期のB氏には、昭和20年8月までの年金記録がある。保険料を給料から控除されていたので、申立期間を被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は「A社における同僚のB氏には年金記録が昭和20年8月まであるので、自分自身の記録も同年8月まで認めてほしい」と申し立てているところ、同僚のB氏は、「申立人とは、別の同僚とともに入社から昭和20年8月30日の退社まで一緒であった」と証言している。

しかし、同期8名について社会保険事務所に保管されているA社の被保険者名簿を調査したところ、全員が昭和19年4月9日に資格を取得し、8名中2名が19年10月1日と同年11月4日に、同僚のB氏及び申立人と共に入社した別の同僚を含む残り6名が20年3月1日に、資格を喪失していることが確認できる。

また、他の同僚のひとりには、昭和18年4月1日に資格を取得し、20年3月1日に資格を喪失している。

さらに、A社に照会を行ったが、「当時の資料は無く、不明である」との

回答である上、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる同僚の証言、給与明細書、源泉徴収票などの資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 982

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から19年4月11日まで

私は、昭和17年6月1日にA社に入社し、軍用機に使う機体部品の製造をしていたが、社会保険庁の記録では19年4月11日資格取得となっており、2年間の空白があるので納得が出来ない。第三者委員会に再調査を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

A社において申立人と共に働き、寮も一緒であったとする同僚は、「申立人は1年後輩であった」と証言しているところ、この者の厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和18年4月3日と記録されている。

また、申立人が同時期入社であったと主張する別の同僚の記録は、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同じ昭和19年4月11日の資格取得年月日となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 983

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 2 月 15 日から 33 年 7 月 1 日まで

私は、昭和 31 年 2 月 12 日に前の会社を辞めた後、A病院の事務員に採用され、同年 2 月 15 日から出勤した。当時は定時制高校に通いながら勤務しており、33 年 3 月に卒業した後も 34 年 3 月 27 日まで勤務した。給与から厚生年金保険料と失業保険料を差し引かれていたように思うので、勤務した期間の前半（38 か月のうち 29 か月分）の加入記録が欠落していることに納得いかない。この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、定時制高校に通学しながらA病院に勤務していたことが、当時の同僚の証言により推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管しているA病院に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録のある申立期間当時の同僚 21 名に同病院における厚生年金保険の取扱いを確認したところ、5名は「定時制高校生は、確証は無いが、厚生年金保険に加入させなかったのではないか」、1名は「厚生年金保険の加入には条件や選別があったように思う」と証言している。

また、申立人が記憶している同じ事務職の同僚は、高校卒業後にA病院に採用され、4 か月経過してから厚生年金保険の被保険者資格を取得したこと

が確認でき、申立人も定時制高校を卒業して、4か月経過してから社会保険事務所の記録どおりに被保険者資格を取得したと考えるのが自然である。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間には申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も見当たらない。

加えて、A病院は、申立期間当時の関連資料（人事記録、賃金台帳、原泉徴収簿等）を保管していない上、申立人も給与明細書等の資料を保管しておらず、厚生年金保険料が控除されていた記憶も曖昧である。

このほか保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実、これまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 984 (事案 775 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 5 月ごろから 44 年 1 月 4 日まで

A 社に勤務していた時の厚生年金保険の加入記録について、実際に勤務していた期間と異なっているため、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の A 社に係る申立てについては、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 4 月 9 日付けで年金記録の一部期間の訂正に係る通知が行われており、その内容は次のとおりである。

A 社においては、i) 雇用保険に加入させる場合には厚生年金保険にも加入させるという取扱いであったことが同僚の記録からうかがえること、ii) 当該事業所においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたことから、総合的に判断すると、同社における申立人の雇用保険被保険者記録の確認できる期間(昭和 44 年 1 月 4 日から同年 7 月 16 日まで)については記録の訂正が必要である。

一方、申立期間の一部である昭和 43 年 7 月から 44 年 1 月 4 日までの期間については、同僚の証言から申立人が A 社に勤務していたことは推認できるものの、当該事業所における社会保険事務を行っていた者は「試用期間を設けていることもあったと思う」と証言しており、このほかに申立人

が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、年金記録の訂正は必要ない。

- 2 今回の申立てにおいて、申立人は、新たに昭和43年5月ごろから44年1月4日までの期間にA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張しているが、i)新たに申立期間に加わった43年5月及び同年6月までの期間については、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情が無い上、同年7月から44年1月4日までの期間についても、申立人から、保険料控除を示す新たな資料提出や周辺事情も無い。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 985

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 4 月 1 日から 9 年 10 月 31 日まで
平成 6 年 1 月から 9 年 10 月に退職するまで A 社から毎月 43 万円以上の給料をもらっていた。しかし、平成 7 年 4 月から標準報酬月額が 15 万円に変更されており、実際の給料と大幅に違っているので標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成 9 年の給与所得の源泉徴収票の社会保険料等の金額をみると、申立人の主張する標準報酬月額に基づいて算定した厚生年金保険料額とは大きく相違しており、社会保険事務所の記録どおりの標準報酬月額 15 万円に基づく厚生年金保険料額とほぼ一致する。

また、社会保険庁のオンライン記録から、A 社の平成 7 年 4 月時点で在籍していた全従業員 73 名のうち 40 名の標準報酬月額が同年 4 月から 15 万円と変更されていることが確認できるところ、同社の社会保険に係る手を担当していた社会保険労務士は、「申立期間当時、事業主から賃金台帳の提出を受け、それに基づき標準報酬月額の改定届を提出したが、そこに記載されていた従業員の給与は、従前の額より低額だったように記憶している」と証言している。

さらに、A社は平成10年5月21日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情を得ることはできない。

これらの事実、これまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 3 月 16 日から同年 9 月 21 日まで

社会保険庁の記録では、昭和 50 年 3 月 16 日から同年 9 月 21 日までの標準報酬月額が 9 万 2,000 円となっているが、当時の給与振込額はそれよりかなり多く、給与振込額が社会保険料、税金等を控除した後の金額であることを考慮すると、社会保険庁に記録されている標準報酬月額は著しく低額であり、適正な額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び同資格喪失届には、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は 9 万 2,000 円と記載されており、社会保険事務所で保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載された標準報酬月額と一致している。

また、上記の被保険者名簿から、当該事業所で申立人の資格取得日前後の昭和 50 年 1 月から同年 4 月までに厚生年金保険の被保険者資格を取得した 10 人について調査したところ、すべての被保険者について、資格取得時の標準報酬月額が 9 万 2,000 円以下で届出がされており、申立人の標準報酬月額は同僚の標準報酬月額と比べても不自然な点はない。

さらに、申立人が申立期間に係る給与振込額に見合う厚生年金保険料を事

業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年9月11日から同年10月12日まで

A高等学校には平成7年9月11日から勤務していたにもかかわらず、社会保険庁保管の記録によると、同日から同年10月12日までの期間における厚生年金保険の被保険者期間が欠落しているため、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B県教育委員会の在籍証明書により、申立人が申立期間にA高等学校に臨時的任用職員として勤務していたことは認められる。

しかし、B県教育委員会における「臨時的任用職員の社会保険の取扱いについて（通知）」（昭和63年4月1日付職第17号）によると、「健康保険法等（等は厚生年金保険法を指している。）に規定する被保険者は、臨時的任用職員のうち、任用期間が2箇月を超え12箇月を超えない者とする」旨規定されているところ、申立人のA高等学校における最初の人事異動通知書では任用期間は平成7年9月11日から同年10月12日までの期間となっており、2か月を超えない任用期間であることから、A高等学校では申立期間について、申立人を厚生年金保険被保険者として取扱わなかったものと考えられる。

また、申立人は、A高等学校に平成7年10月13日以降8年3月25日ま

で引き続いて勤務しているところ、この期間については人事異動通知書により2か月を超える任用期間となっていることから厚生年金保険に加入しており、前記の通知のとおりのお取り扱いとなっている。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる資料（給与明細書等）は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 988

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 10 月 1 日から 9 年 12 月 22 日まで

私はA社の代表取締役であったが、社会保険事務所の担当者から、平成 8 年 10 月 1 日から 9 年 12 月 22 日までの標準報酬月額記録が訂正されている旨の説明を受けた。私は、その説明を受けるまで認識がなかったが、昭和 62 年に大病を患って、その時から記録訂正が行われた時点を含め会社の業務には関与しておらず、実兄が取り仕切っていた。その兄は平成 17 年 9 月に亡くなっていて確認ができないが調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録において、当初、申立人が主張する申立期間に係る標準報酬月額は、平成 8 年 10 月 1 日から 9 年 12 月 22 日までの期間について 30 万円と記録していたところ、当該事業所が適用事業所でなくなった日（平成 9 年 12 月 22 日）の後の同年 12 月 25 日付けで、8 年 10 月 1 日から 9 年 12 月 22 日までの期間の標準報酬月額を 9 万 2,000 円に遡^{そきゅう}及して引き下げている。

また、申立人は、A社の商業登記簿から申立期間も含め遡^{そきゅう}及訂正の行われた時点においては、代表取締役であったことが確認できる。

一方、申立人は、昭和 62 年に大病を患って、その時から記録訂正が行われた時点を含め会社の業務には関与しておらず、実兄が取り仕切っていたため、標準報酬月額訂正については関知しなかったと主張している。

しかし、A社の従業員は、「申立人の実兄は、たまに会社に顔を出していたが、申立人も、会社には出社していた」と証言しており、申立人が当該訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、代表取締役である申立人が自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。